

公益社団法人埼玉県社会福祉士会研修規程

規程第 11 号

2015年2月26日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県社会福祉士会（以下「本会」という。）が行う研修の運営方法について定めることにより、研修を公正かつ効果的に実施することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程の対象となる研修（以下「研修」という。）は、本会が主催するもので、本会会員及び社会福祉士（以下「会員等」という。）が受講できる研修及び一般を対象とした研修とする。

(本会の責務)

第3条 本会は、会員等に対して研修の機会を提供することにより会員等の知識及び技術の向上を図るとともに、県民に対して社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発を図る研修を実施しなければならない。

(研修の種類)

第4条 本会は次に掲げる研修を行う。

- (1) 生涯研修委員会が企画し実施する研修
- (2) 各委員会が企画し実施する研修
- (3) 公益社団法人日本社会福祉士会等から委託された研修
- (4) その他必要な研修

(研修の企画及び運営)

第5条 研修の企画にあたっては、本会定款の目的を達成するために必要な研修を効率的に実施できるようにしなければならない。

- 2 研修の実施については、原則として各年度の事業計画に盛り込み、その概要等について部長に報告し運営委員会の了承を得なくてはならない。
- 3 当初の事業計画にない研修を実施しようとするときは、研修を企画した後、速やかにその概要等について部長に報告し運営委員会の了承を得なくてはならない。

(募集及び広報)

第6条 受講者の募集は、次の各号のいずれかの方法により広報する。

- (1) 本会広報紙への掲載または研修案内の同梱
- (2) 本会ホームページへの掲載
- (3) 関係機関への研修案内の送付等
- (4) その他

(申込み)

第7条 受講申込みは、各研修の募集要項に定められた方法による。

(受講決定)

第8条 受講決定は、以下の各号のいずれかの方法による。ただし、研修ごとに別に定める方法がある場合はこの限りではない。

なお、受講料を徴収する研修にあつては、受講料の納入を受講の条件とすることができる。

- (1) 抽選
- (2) 先着順
- (3) 所属する機関の長の推薦

(受講料の納入)

第9条 受講決定者は、研修の募集要項に示した方法で期限内に受講料を納入するものとする。

- 2 一旦納入された受講料は返金しない。
- 3 受講決定者から受講料の納入に係る請求書送付、領収証発行等の申し入れがあつた場合は、本会事務局において対応する。

(キャンセル)

第10条 キャンセルの取扱い方法は、募集時または受講決定時に明示する。

(受講の停止及び取り消し)

第11条 本会会長は、研修受講者が以下の各号のいずれかに該当するときは、当該研修受講者の受講を停止又は取り消すことができる。

- (1) 研修受講資格に虚偽の申告があつたとき
- (2) 受講において不正行為があつたとき
- (3) 受講費を納入しないとき
- (4) 研修への妨害行為があつたとき
- (5) その他研修の実施に支障があるとき

(修了基準)

第 12 条 修了の判断基準は、次の各号に掲げる基準による。ただし、公開講座等、会員等以外も対象としている研修の場合は、修了の判断を要さない。

- (1) 研修の全課程に出席していること。この場合、遅刻、早退又は中座の合計時間が 15 分以上あるときは原則として修了を認めない。ただし、研修ごとに定める基準が別にある場合はこの限りではない。
- (2) 研修で定められた課題について合格基準に達していること
- (3) その他研修ごとに定められた修了の基準を満たしていること

(修了通知)

第 13 条 修了の通知は、修了証の発行によって行う。ただし、研修ごとに定める通知方法が別にある場合はこの限りではない。

(効果測定)

第 14 条 アンケート等の方法により研修受講者の意見を集約することにより、研修の効果を測定し、今後の研修の企画及び運営方法に反映するよう努めるものとする。

(実施報告)

第 15 条 研修を実施する委員会は、研修終了後速やかに以下の各号に定める事項を修了者名簿とともに本会会長へ報告する。ただし、第 12 条ただし書きの場合には修了者名簿の提出は要さない。

- (1) 研修名
- (2) 研修内容及び講師
- (3) 日時
- (4) 会場
- (5) 受講申込者数
- (6) 受講者数
- (7) 修了者数
- (8) 収支一覧 (会計報告)
- (9) アンケート結果集計

(修了履歴の管理)

第 16 条 研修修了の履歴は本会事務局において管理する。

(本規定の適用除外)

第 17 条 他団体から委託された研修で当該研修の運営方法等について委託契約

に定めがある場合、又は認定社会福祉士認証・認定機構により認定社会福祉士制度研修として認定を受けている研修であって認定ガイドライン等に本規程と異なる運営方法が示されている場合等には、本規程に関わらず当該契約又はガイドライン等に定められている運営方法によるものとする。

(委任)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、研修の運営に必要な細目は別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、本会理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。